

買い物支援カーが 買い物をお手伝いします



人口減少や高齢化により、身近に商店などがなかったり遠かったりして、食料品などの買い物が難しい中山間地域（買い物困難地区）などで生活する皆さんを支援する、自動車移動販売「買い物支援カー」がスタート。対象地域に住んでいる皆さんの生活が便利になります。

◎問い合わせ 商工政策課 ☎23-2983

減少した商店

食料品や日用品などを扱う市内の小売店は、年々減少していて、一部の地域では、日々の生活に必要なものを気軽に買うことが難しくなっています。

商業統計調査によると、市内で平成16年に2,802店舗あった商店は、平成19年には205店舗減少して2,597店舗となっていて、商店がない地域もみられます。

市内の買い物困難地区

本市では、65歳以上の高齢者人口が28・5%となっています。今後さらに高齢化が進むと、日常生活で必要なものを、身近な場所で購入することが困難になります。そして、そのような状況がより深刻化していくことが懸念されています。

市では、高齢化率が30%以上で、バスの運行本数が1時間に1本未満の地区や店舗数が少ない地区を、買い物困難地区として指定しました。

買い物支援カーとは

今回、買い物困難地区を対象に、生鮮品などの日常生活に必要なも

のを購入できない人が、気軽に買い物できる機会を提供する「買い物支援カー」が運行を開始。

市内9地区での移動販売を通して、買い物が困難な皆さんのお手伝いをします。

買い物支援カー2台が 巡回します

西岳地区と庄内地区は「あいもこいも号（株ながやま）」が、山之口地区と高城地区は「げんきカー（グリーンコープ生活協同組合みやざき）」が、それぞれ巡回します。

また、中郷地区、五十市地区今町・大岩田町、姫城地区下長飯町、志和池地区、山田地区でも随時運行を始めます。



買い物支援カーが販売する場所

買い物支援カーが商品を販売する場所は、自治公民館や閉店した店舗の駐車場など、あらかじめ決められた公道以外の安全な場所です。

また、対象地区内でのみ販売します。対象地区外と移動途中の販売はできません。

なお、地区によって販売場所や販売時間が異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。



買い物支援カーの運行日

対象地区を巡回する買い物支援カーの運行日は原則、次の通りです。

【あいちもこいも号】

月・木曜日

美川町下川内、上川内、後川内地区

火・金曜日

高野町馬渡、荒川内、大塚地区

水・土曜日

吉之元町田野、折田代地区および庄内町の一部

問 ㈱ながやま ☎37-3380

【げんきカー】

月曜日

山之口町青井岳、永野、麓地区および高城町有水地区の一部

火曜日

高城町大井手、桜木地区の一部、および山之口町富吉、花木地区の一部

水曜日

高城町有水、四家地区の一部

木曜日

山之口町青井岳、麓、富吉、花木地区の一部

金曜日

高城町石山、有水、四家地区の一部

問 グリーンコープ生活協同組合みやま ☎38-7070

気軽に、便利に買い物ができます

対象地区では、買い物支援カーの運行が始まり、気軽に買い物ができるようになりました。利用者の方からは「少しの商品を遠方まで買いに行かなくていいので便利」「今まで週末にまとめて商品を購入していたが、新鮮な魚介類などを手軽に購入できるのがうれしい」「買い物と合わせて、地域の人たちと会話ができるのも楽しみ」と言った声が寄せられています。

今後、事業者は、利用者の意見を参考にしながら、商品の入れ替えをしたり、販売場所を増やしたりするなど、利用者の利便性の向上に取り組んでいきます。

事業者から

今回、市内2事業者の協力により「買い物支援カー」の運行が始まりました。

あいちもこいも号を運行する、㈱ながやま代表取締役永山幸弘さんは「買い物支援カーを運行することで、地域の皆さんの買い物のサポートすることはもちろん、住民同士が顔を合わすことで、地域のつながりを深めるお手伝いができるのがうれしい」。また、グリーンコープ生活協同組合みやまき理専務鈴木信子さんは「人と人との出会える場を作っていききたい。今後、地域のイベントにも参加していきたい」と、新たな取り組みに地域の発展を願っていました。

インタビュー



西岳地区自治公民館連絡協議会会長 坂元 和雄さん

西岳地区の高齢者は、近くに商店がないために、週末になると家族と一緒に買い物に行ったり、近所の人に頼んで買って来てもらったりしていました。

今回、買い物支援カーが導入されることで、さまざまな商品を購入できるようになります。また、買い物だけではなく、地域の皆さんのつながりを深めることができます。定期的に販売にきてもらえるので、あまり顔を見ることがない人同士の触れ合いや、情報交換を通して高齢者の見守りにも役立てながら、地域の皆さんに喜んでほしいですね。

あなたにもマイナンバーが通知されます

マイナンバー制度 (社会保障・ 税番号制度) が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度は、国・県・市などの情報のやり取りを円滑にして手続きを簡単にすることで、行政の無駄をなくし、行政サービスを必要とする人を支援することを目的に作られました。11月から、住民票の世帯ごとに、マイナンバーが記載された紙製の「通知カード」が送付されます。「通知カード」は世帯主宛に簡易書留で郵送し、転送依頼をしても、転送先へは郵送されません。今回はマイナンバー制度や、通知カードと個人番号カードについて紹介します。

◎問い合わせ マイナンバー専用電話（市民課内） ☎23-2774



マイナンバー制度とは

マイナンバー（個人番号）は、住民票登録のある人に割り振られる、一人一人異なった12桁の番号です。年金や医療保険など福祉に關することや、確定申告など税の手続きに利用されます。

マイナンバーのメリット

マイナンバー制度が導入されることで、行政機関での手続きが簡単になり、正確で早くなることで、給付金などの不正受給防止につながります。

行政の効率化

国や県、市などの間で情報の連携が取れることで、確認作業の重複が減り、迅速な行政支援ができます。

利便性の向上

住民票や所得証明書などの添付書類の数が減り、行政機関での手続きが軽減されます。

公平・公正な社会の実現

所得や、他の行政サービスの受給状況の把握が簡単になったり、脱税や不正受給などの防止につながったりすることで、平等できめ細やかな支援をすることができます。

どんなときに使うの？

各種手当ての申請や保険の給付など、社会保障に關することや、税の申告手続きなどでマイナンバーを使用します。

社会保障関係

- ・年金の資格取得や確認給付
- ・雇用保険の資格取得や確認給付
- ・医療保険の給付請求
- ・児童手当の現況届け
- ・生活保護の申請など

税関係

- ・税務署などに提出する確定申告の手続き、届出書、調査
- ・市県民税の申告
- ・勤め先に提出する扶養親族届けなど

マイナンバーの通知

11月から、マイナンバーを知らせる「通知カード」が、住民票の住所の世帯主宛に、簡易書留で送られます。

紛失しないように、大切に管理をしてください。



マイナンバー制度が始まります

さまざまな手続きでマイナンバーが必要になります

平成28年1月からは、社会保障や税の申告などで、マイナンバーが必要になります。

11月から

住民票の住所に、マイナンバーの通知書が届きます

1月から

年金や医療、雇用保険、税の手続きでマイナンバーが必要になります

個人番号カードとは

個人番号カードは、マイナンバーのほかに、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が印刷されたカードです。ICチップが搭載され、身分証明書として利用できるほか、各種行政手続きの電子申請で利用することができます。



個人番号カードの申請手順

通知カードの受け取り

簡易書留で通知カード（マイナンバー）が届きます。通知カードは中身を必ず確認して、大切に保管してください。
●書留の封筒には次のものが入っています
・12桁の個人番号が書かれた「通知カード」
・「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
・説明書

申請

郵送またはオンラインで「個人番号カード」を申請します。
●郵送の場合
申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて投函します
●オンラインの場合
スマートフォンなどで顔写真を撮影し、QRコードを利用して申請します

受け取り

1月以降に「交付通知書」が届いたら、本人が市の窓口で受け取ります
●「個人番号カード」の受け取りには、次の3つが必要です
・「通知カード」
・「交付通知書」
・運転免許証など、本人確認ができるもの

A Q

個人情報の漏えい対策は大丈夫？

マイナンバー制度では、個人情報と同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所であり、これまでどおり、情報は分散して管理されます。分散して管理することで、次から次に情報が漏れることはありません。

申請方法が分からない人はお手伝いをします

希望する人には、オンライン申請のお手伝いをします。送付された「個人番号カード」の申請書を必ず持参ください。

●日時 11月2日(月)～平成28年3月31日(木)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

●場所 市役所7階特設会場
各総合支所市民生活課

※写真は会場で撮影します

異動の手続きについて

転入や転居、婚姻などで氏名が変わるときは、通知カード、または個人番号カードの記載内容を書き換える必要がありますので、カードを持参して手続きをしてください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

全国共通ナビダイヤル

☎0570-120-0178

(9時30分～20時)

※土・日曜日、祝日は17時30分まで。年末年始を除く

IP電話の人は

☎050-13816-9405

※所定の通話料がかかります